

雲南市告示 155号

雲南市中心小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受ける市内事業者に対し、事業者自ら行う売上、利益確保、雇用の維持、経営の安定化に向けた取組を支援するため交付する雲南市中心小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に規定する補助対象者の範囲に属する者で、市内に事業所を構える中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）、農事組合法人及び特定非営利法人で商工業を営んでいる者とする。

2 別表に規定する事業区分のうち、販売促進共同事業枠（任意の3者以上の補助対象者の団体（以下「任意団体」という。）又は第4条に規定する交付申請の日から起算して1年以上前に規約等により組織されている3者以上の補助対象者の団体（以下「既存団体」という。）で実施する補助事業をいう。）は当該補助対象者全員からの委任を受けた事業者を補助対象者とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の事業区分、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の交付は、1事業者当たり、販売促進枠、任意団体で実施する販売促進共同事業枠、既存団体で実施する販売促進共同事業枠及び設備投資枠各1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雲南市中心小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定及び補助条件)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは、交付する補助金の額の決定を行い、雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 補助対象事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（申請の取下げ）

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請の取下げをすることができる期限は、補助金交付決定通知書を受け取った日から7日を経過した日までとする。

（申請内容の変更等）

第7条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金計画変更（等）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を増額しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意によって、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助対象事業の目的及び事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
(債権譲渡の禁止)

第8条 交付決定者は、第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難な場合)

第9条 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金事故報告書(様式第4号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 交付決定者は、遂行状況について、市長の求めがあったときは速やかに雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金遂行状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者へ通知する。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金を交付する額の確定を受けた交付決定者は、速やかに雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(概算払い)

第14条 交付決定者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、不相当と認められる事実があったとき。
- (財産の管理等)

第16条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第10号）を備え管理しなければならない。
- 3 交付決定者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める実績報告書に前項の取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。
- 4 市長は、交付決定者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して定める期間とする。
- 3 交付決定者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ雲南市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	補助金交付の目的	補助対象者の範囲	補助対象経費	補助率	補助限度額
販売促進 枠	物価高騰の影響により消費減退や利益減少など、市内経済に影響を与えている状況の中、事業者の売上、利益確保のため、事業者自ら行う広告宣伝、消費喚起活動、販路開拓等の取り組みを支援することを目的とする。	市内に事業所を構える中小企業者、農事組合法人及び特定非営利法人で商工業を営んでいる者。（ただし、政治、経済、文化、宗教団体及び風俗営業等に属する一部の事業を除く。）	事業者自ら行う広告宣伝、消費喚起活動、販路開拓等の取り組みに係る経費。（謝金、交通費、使料、印刷製本費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、保険料等。）	補助対象経費のうち市内事業者との取引によるものは2/3以内、市外事業者との取引によるものは1/2以内	20万円
販売促進 共同事業 枠	物価高騰の影響により消費減退や利益減少など、市内経済に影響を与えている状況の中、事業者の売上、利	市内に事業所を構える中小企業者、農事組合法人及び特定非営利法人で商工業を営んでいる	3者以上の補助事業者で構成し、行う広告宣伝、消費喚起活動、販路開拓等の取り組みに係る経費。（謝金、交通費、使用料、印刷製本費、通信運搬費、備	補助対象経費のうち市内事業者との取引によるものは	70万円

	<p>益確保のため、事業者自ら行う広告宣伝、消費喚起活動、販路開拓等の取り組みを支援することを目的とする。</p>	<p>者で組織する任意団体及び既存団体。(ただし、政治、経済、文化、宗教団体及び風俗営業等に属する一部の事業を除く。)</p>	<p>品費、消耗品費、委託費、保険料等。)</p>	<p>2 / 3 以内、市外事業者との取引によるものは1 / 2 以内</p>	
<p>設備投資 枠</p>	<p>物価高騰の影響により消費減退や利益減少など、市内経済に影響を与えている状況の中、事業者の売上、利益確保、雇用維持や経営安定化のため、事業者自ら行う新事業や新サービス展開、省力化、生産性の向上や就業、職場環境の改善等の取り組みを支援することを目的とする。</p>	<p>市内に事業所を構える中小企業者、農事組合法人及び特定非営利法人で商工業を営んでいる者で組織する任意団体及び既存団体。(ただし、政治、経済、文化、宗教団体及び風俗営業等に属する一部の事業を除く。)</p>	<p>事業者自ら行う新事業や新サービス展開、省力化、生産性の向上や就業、職場環境の改善等の取り組みに係る設備導入、改修、備品購入等に係る経費</p>	<p>補助対象経費のうち市内事業者との取引によるものは2 / 3 以内、市外事業者との取引によるものは1 / 2 以内</p>	<p>40万円</p>

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。